

平成 29 年 9 月 1 日

建築施工管理技士の皆様へ

兵庫県建築施工管理技士会

入 会 の ご 案 内

昭和58年7月、建設業法第27条に基づく「建築施工管理技士」制度が施行され、建築工事の実施にあたり、施工計画や施工図の作成、工程管理、品質管理、安全管理等に関するより的確な技術が求められるようになりました。

引き続き、平成11年11月には、殆どの建築工事現場に主任技術者乃至は監理技術者の配置が義務づけられ、平成20年11月には、公共性の高い建築工事現場に監理技術者講習を修了した一級建築施工管理技士等の常駐が課せられるなど、建築施工管理技術の向上に取り組むことが重要な課題となってきたところです。

このような動向を踏まえて、国や地方自治体の中には、総合評価落札方式における評価項目として、建築施工管理技士の継続教育(CPD)学習の実績を活用する動きが徐々に増加しています。

一方、担い手三法の成立、改正品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」などに基づき、建築分野の円滑な施工確保対策に係る取組みの強化が着実に進められていますが、実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定、現場実態を反映した共通費の算定、現場実態を考慮した適切な工期設定、施工条件の変更に伴う適切な契約変更など、入札契約問題の殆どは、今後の課題となっています。

これらの状況を踏まえ、まずは建築施工管理技術の向上、建築施工管理技士の社会的地位の向上に取り組むとともに、加えて建築施工管理面から発注機関への提言などに取り組むため、平成29年3月に兵庫県建築施工管理技士会を設立しました。

建築施工管理CPD制度(建設業振興基金)の加入手続き(手数料含む)は、当技士会で行いますので、是非当技士会にご入会されますよう、ご案内いたします。

1 会員資格

- ① 正 会 員:一般社団法人兵庫県建設業協会に所属する法人及び個人
- ② 準 会 員:一般社団法人兵庫県建設業協会に所属しない法人及び個人
 - *法人会員は、1口につき5名までの建築施工管理技士の登録可能
 - *個人会員は、建築施工管理技士の資格を有する者で、個人の資格で入会

2 入会金及び年会費

会員区分		入会金	年会費
正 会 員	法 人	15,000円	20,000円
	個 人	3,000円	3,600円
準 会 員	法 人	30,000円	40,000円
	個 人	6,000円	7,200円

※退会又は資格喪失した場合、入会金および年会費はお返しできません。

3 申込方法

- ① 別紙申込書に必要事項をご記入いただき、技術検定合格証明書の写しを添付の上、郵送願います。
- ② 入会金・年会費を下記口座にお振込(振込手数料は申込者負担)願います。
〈振込先〉三井住友銀行 西神中央支店 普通預金 口座番号 5792787
口座名 兵庫県建築施工管理技士会
- ③ 入会后、建築施工管理CPD制度(建設業振興基金)参加者カードをお送りします。
- ④ 会員期間は4月1日から翌年3月31日の1年間(年度会員制)です。
- ⑤ 入会は随時できます。

入会のお申込みは

【兵庫県建築施工管理技士会 事務局 担当 佐藤 岡崎】

〒651-2277 神戸市西区美賀多台1丁目1-2 (一社)兵庫県建設業協会内

TEL:078-997-2300 FAX:078-997-2307

※入会の申込書は、(一社)兵庫県建設業協会のホームページ <http://www.hyokenkyo.or.jp> からダウンロードできます。